

平成 30 年 11 月 7 日

J R A 報 道 室

お 知 ら せ

「騎手 山田敬士の競走距離錯誤」に関する処分について

騎手 山田敬士に対する処分について、平成 30 年 11 月 7 日（水）第 2 回裁定委員会にて下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

「騎手 山田敬士は、平成 30 年 10 月 13 日（土）の第 3 回新潟競馬第 1 日第 6 競走（ダート 2,500m）においてペイシャエリートに騎乗した際、競走距離を錯誤した。

これは、騎手としての注意義務を著しく怠ったものと認め、日本中央競馬会競馬施行規程第 147 条第 19 号により、平成 30 年 10 月 14 日から平成 31 年 1 月 13 日まで騎乗を停止する。」

【参考 日本中央競馬会競馬施行規程（抜粋）】

第147条 第138条第1項各号及び第145条各号のいずれか又は前条に該当する場合を除き、次の各号のいずれかに該当する馬主、調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に対して、期間を定めて、調教若しくは騎乗を停止し、戒告し、又は500,000円以下の過怠金を課する。

(1) ～(18) [略]

(19) 前各号に定めるもののほか、競馬の公正確保について業務上の注意義務に違反した者

(20) [略]